

令	和	6	年	1	1	月
総	会	議	事	録		

鳩山町農業委員会

令和6年11月25日

令和6年11月総会議事録

開 会 期 日	令和6年11月25日（月）				
開 催 場 所	鳩山町役場305・306会議室				
開議及び宣言者	午後2時47分 会長（議長）金子茂雄				
閉議及び宣言者	午後3時44分 会長（議長）金子茂雄				
議 長	会長 金子茂雄				
農 業 委 員 応 招 状 況					
1	—	欠 員	6	根 岸 郁 子	出 席
2	石 井 利 幸	出 席	7	金 井 幸 雄	出 席
3	小 鷹 隆 石	出 席	8	戸 口 英 子	出 席
4	小 林 三 千 雄	出 席	9	中 原 哲 彦	欠 席
5	飯 島 千 春	出 席	10	金 子 茂 雄	出 席
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況					
1	畑 誠	出 席	4	宮 崎 広 幸	出 席
2	保 積 幸 明	出 席	5	吉 岡 只 正	出 席
3	小 久 保 光 男	出 席	6	田 島 健 一	出 席
議 題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件 諮問に対する答申及び意見の決定について				
傍聴者数	なし				
参 与					
●事務局出席者			●議案説明員		
・吉澤祐一 事務局長			・鈴木翔 農林業政策担当主事		
・千装隆宏 書記					
・馬場紫野 担当					

〔開会の宣言〕 午後2時47分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は8名、農地利用最適化推進委員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年11月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

〔議事日程の報告〕

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

〔議事録署名委員の指名〕

◎金子会長

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の定例総会の議事録署名委員は、7番・金井幸雄委員、8番・戸口英子委員を指名いたします。

お願いいたします。

〔会期の決定〕

◎金子会長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。ご異議はございませんか。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

〔諸般の報告〕

◎金子会長

日程第 3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

11 月 5 日に常設審議委員会が開催されましたので、理事として WEB により出席いたしました。

また、農業委員会会長として会長を務める鳩山町国保運営協議会に関して、10 月 30 日にさいたま市で推進大会及び会長研修会が開催され、11 月 3 日のはとやま祭では表彰式典が行われたほか、11 月 13 日に鳩山町国保運営協議会が開催されましたので、それぞれ出席いたしました。

そのほか、10 月 23 日には、農業委員会比企地区協議会の会長として、小川町農業祭の表彰式に出席し、翌 24 日には、大豆戸・小用地区での地域計画に関する第 2 回説明会に出席しました。

以上、報告とさせていただきます。

〔日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による

許可申請の可否について〕

◎金子会長

日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の可否についての資料番号 1 を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の可否について。令和 6 年 10 月 25 日受付。

資料番号 1、大字赤沼 []、地目、田、面積、1,786 m²。譲受人 []

[]。耕作地、175a、労働力、3。譲渡人 []

[]。

転用目的：所有権移転。

面積、田、1,786 m²。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、13,479 m²の所有地、4,066 m²の借入地があり、全ての土地が良好に管理・耕作されております。

本申請地は、譲受人の耕作地に隣接しており、効率的な水稻栽培が可能であること、また譲渡人は高齢のため今後の耕作が困難であることから、今回の申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

それでは、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、石井農業委員から説明があったとおりでございます。

譲受人は、水稻及び露地野菜等の作付を行い、直売所等での販売を行うなど精力的に農業に取り組んでおります。

申請地では、譲受人が利用権設定により借り受け、これまでも水稻の作付をしておりましたが、今後は農地を取得し、所有農地として耕作する計画となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、先ほどご確認いただきましたとおりでございます。

本申請につきましては、譲受人がこれまで利用権設定により借り受けて耕作をしている農地を取得し、所有農地とすることによる経営規模の拡大と経営の安定化を図るための申請となっています。

申請地は現在良好に耕作されている状況であり、農地取得後も引き続き水稻の作付予定と聞いております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎小久保委員

はい。

◎金子会長

小久保委員。

◎小久保委員

資料3ページの田畑の面積と、資料9ページの田畑の面積が異なりますが、どちらが正しいのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

資料9ページに関しましては、田の面積が102.05aの誤りでございますので、恐れ入りますが、修正をお願いいたします。また、この後申請者に確認を取り、修正の対応をいたします。なお、資料3ページの面積は作付け作物別となっておりますので、地目が田でも、畑として野菜を作付けしている農地は、野菜の欄に面積が記載されているものでございまして、どちらも合計面積は同じとなっております。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1は許可することに決定いたしました。

〔日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による
許可申請の可否について〕

◎金子会長

日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。
令和6年11月8日受付。

資料番号2、大字赤沼[]、地目、畑、面積、853㎡。同じく赤沼[]
[]、地目、畑、面積、399㎡。同じく[]、地目、畑、面積、610㎡。同
じく赤沼[]、地目、田、面積、998㎡。同じく[]、地目、
田、面積、413㎡。同じく赤沼[]、地目、田、面積、231㎡。同じく[]
[]、地目、田、面積、340㎡。同じく[]、地目、田、面積、415㎡。
譲受人 []。耕作地、176a、労働力、2。譲渡人 []
[]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、田、2,397㎡、畑、1,862㎡、合計4,259㎡。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、13,301 m²の所有地があり、全ての土地が良好に管理・耕作されております。

譲受人は、農地を取得した経営規模の拡大に取り組んでおり、申請地周辺には譲受人が所有する耕作地があるため、今回の農地取得により農作業の効率化が図られると思われます。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

それでは、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容につきましては、石井農業委員から説明があったとおりでございます。

譲受人は、水稻、露地野菜及び果樹等の作付けを行い、直売所での販売と合わせ、農業経営に取り組んでおります。

本申請地は、これまでも一定の管理がなされてきた土地であり、現在は、譲受人により耕作の準備がされており、今後は、田では水稻が、畑では果樹が作付けされる計画となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、先ほどご確認いただきましたとおりでございます。

譲受人は、赤沼地区において、農地を取得することで、更なる経営規模の拡大を図るとともに、作業効率を上げた営農環境を構築するなど、家族による精力的な農業経営を展開する計画としております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての
資料番号2の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2は許可することに決定いたしました。

[日程第6、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第6、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和6年11月8日受付。

資料番号3、大字赤沼[]、地目、田、面積、1,718 m²。同じく[]
[]、地目、田、面積、943 m²。同じく[]、地目、田、面積、1,539 m²。同じく[]、地目、田、面積、2,261 m²。譲受人 []
[]。譲渡人 []
[]。

転用目的：農地改良。

面積合計、田、6,461 m²。農地区分：農業振興地域内・農用地。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第3号、資料番号3の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、■■■■に本社を有する、農地所有適格法人でございます。

本申請地は、本年7月に農地法第3条申請により、本申請の譲渡人が取得した農地でございますが、稲作経営では水不足時の対応が困難であり、農業経営的に不安であることから、果樹生産による農業収益の改善を図るため、今回の農地改良の申請に至りました。

農地区分につきましては、農用地区域内農地ではありますが、農地改良のため農地転用は問題ありません。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

議案第3号、資料番号3の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、石井農業委員から説明があったとおりでございます。

申請地は これまで水稻の耕作が行われていましたが、用水の確保が難しい状況から、現在はハス池として管理されております。

農地改良後は、耕作者である譲渡人がブルーベリーを作付けし、農園として構築する計画となっております。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第3号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、先ほどご確認いただきましたとおりでございます。
本申請では、譲渡人の所有地3筆と、譲渡人が利用権を設定し耕作している1筆の合計4筆、6,461㎡の農地改良でございます。

申請地を果樹の栽培に適した農地に改良し、ブルーベリーを作付する計画となっております。

なお、今回の申請は、30aを超える農地改良のため、12月開催の埼玉県農業会議の常設審議委員会に意見照会を行った後に、県農林振興センターで審査が行われる予定でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

〔なしの声あり〕

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。
これより、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3は許可相当とすることに決定いたしました。

〔日程第7、専決処分の報告について〕

◎金子会長

日程第7、専決処分の報告3件を議題といたします。

報告資料番号1の農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、
報告資料番号2の農地法第18条第6項の規定による合意解約について、報告資料番号
3の農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、事務局の報告をお願いいたします。

◎書記

ご報告いたします。

報告 1、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について。
令和 6 年 10 月 22 日受理。

報告資料番号 1、大字大豆戸 []、地目、田、面積、156 m²。譲受人 []
[]。譲渡人 []

転用目的：住宅用地。

報告 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について。
令和 6 年 11 月 8 日受理。

報告資料番号 2、大字熊井 []、地目、田、面積、1,120 m²。賃借人 []
[]。賃貸人 []。

事由：合意解約。

報告 3、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について。
令和 6 年 11 月 5 日受理。

報告資料番号 3、大字竹本 []、地目、田、面積、2,395 m²。譲受人 []
[]。譲渡人 []。

転用目的：農地改良。

変更内容：当初事業計画では水はけが悪いため、計画高を高くするもの。

◎金子会長

この件につきましては、専決処分の報告ですのでご了承願います。

◎金子会長

ここで、追加議案がありますので、資料準備の為暫時休憩といたします。

暫時休憩〔午後 3 時 15 分〕

再開〔午後 3 時 16 分〕

◎金子会長

再開いたします。

〔追加日程第 8、議案の追加について〕

◎金子会長

お諮りいたします。只今、お手元に配布のとおり、追加日程第9、議案第4号「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申について、追加日程第10、議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）」に対する意見の決定について、の2議案を追加議案としてよろしいかお伺いします。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。よって追加日程第9、議案第4号「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申について、追加日程第10、議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）」に対する意見の決定について、の2議案を追加議案といたします。

ここで、追加議案の説明員について報告いたします。議案第4号及び第5号についての説明員1名の入室がありますのでご了承願います。

〔追加日程第9、議案第4号「農用地利用集積計画」の
諮問に対する答申について〕

◎金子会長

追加日程第9、議案第4号「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申についての〔資料番号4〕を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

◎書記

説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法 附則（令和4年5月27日法律第56号）第5条第1項により、施行日から起算して2年を経過するまでの間は、従前の例により新たに利用集積計画を定めることができると規定されており、鳩山町が農用地利用集積計画を定めるためには、農業委員会の決定を経なければならないと規定されておりますことからお諮りするものでございます。

農用地利用集積計画は年2回決定し告示しておりますが、今年度第2回目の決定告示をするにあたり、鳩山町長から別紙のとおり諮問がありましたので、その諮問に基づき内容を確認してから答申するものでございます。

添付資料にあります、農用地利用集積計画書をご覧ください。

内容については、この後、産業振興課 農林業政策担当の鈴木主事より説明をしていただく予定です。

また、答申案につきましても添付しておりますので、ご審議くださるようお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。なお、この件につきまして、産業振興課 農林業政策担当の鈴木主事より説明をいただきます。よろしくお願いします。

◎鈴木主事

ご説明させていただきます。産業振興課 農林業政策担当 鈴木と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、資料番号4、農用地利用集積計画の承認を求めることについて、ご説明申しあげます。お手元の資料をご覧ください。

こちらは、毎年2回行なっている農用地の利用権設定のうち、後期分、第2回目となります。

今回の計画につきましては、3種類の利用権設定がございまして、最初に[]の利用権設定等申出農地に係る個人間の利用集積計画、次に後期分として設定する個人間の利用集積計画、最後に農事組合法人による麦・大豆の作付けを行うための利用集積計画と3件ございます。

初めに、[]の利用権設定等申出農地に係る個人間の利用集積計画をご説明申し上げます。

それでは、資料を1枚開いていただきまして、「農用地利用集積計画（個人）（区域名 鳩山町）令和6年11月25日公告」と記載しております資料の1ページをご覧ください。「農用地利用集積計画概要表」でございます。

この概要表は、今回申出をいただきました、利用権の設定期間と種類、面積等をまとめたものでございます。

続いて2ページは内訳でございまして、申出をいただいた契約内容を一覧表にしております。

それでは、1ページ目にお戻りいただきまして、農用地利用集積計画概要表の「1 利用権設定（転貸及び経営受託を除く）」をご覧ください。

表の左側から、利用権設定の「期間・種類」「面積」「貸手戸数」「借手戸数」「筆数」及び「借賃」でございます。

各項目が2段書きとなっておりますが、数字の下段は、新規申出と再設定申出の合計、上の段の（ ）書きはその内数となっており、再設定申出分を記載してございます。

一番下の合計欄をご覧ください。

賃貸借・使用貸借あわせまして 利用権設定面積の合計は、田、10,629 m²。畑、樹園地、その他については該当がございませんので、田合計 10,629 m²でございます。

次に、貸手戸数、借手戸数、筆数でございます。

貸手戸数、4戸、うち再設定は0戸。借手戸数、3戸、うち再設定は0戸。筆数、6

筆、うち再設定は0筆でございます。

それぞれの内訳につきましては、2ページの「2利用権設定内訳書」にまとめてございますので、恐れ入りますがご確認をお願いいたします。

また、こちらの利用権設定の新規申出に関してですが、後にご説明いたします[]による麦・大豆作付けに係る利用権設定申出農地と同じ筆であり、1年間の転貸という扱いによる利用権設定の申請をいただいております。

現耕作者と法人が利用権設定をする、転貸という扱いにするのであれば、従来は、11月の農事組合法人による麦・大豆作付けに係る利用権設定をする前に、利用権設定の効力が発生している必要がございますので、今年の6月21日の個人分の告示前までに個人の利用権設定の申請が必要でした。

現在は利用権が設定されていないため、今回、個人の利用権設定を新規で申請し、法人が転貸という扱いで申請しようとしても、法人分は11月25日付け、個人分は12月20日付けで告示をするため、日程の都合上不可能となってしまいます。

このような状況になった原因として、前耕作者による期間満了前の利用権設定の合意解約、ブロックローテーションが3ブロックから2ブロックに変更となったこと等が考えられます。

以上の理由から、この6筆に関しては、本総会でご承認をいただきました後、法人分と同じく本日「11月25日付け」で即日告示をさせていただきます。

また、現耕作者による農地の管理及び法人による転貸という扱いにするために、先に個人間での利用権設定の効力を発生させる必要がございますので、法人分より前に告示をいたします。

続きまして、次ページの「農用地利用集積計画（区域名 鳩山町）令和6年11月25日公告」と記載してございます資料をご覧ください。

対象の農事組合法人は、[]と[]の2法人でございます。

いずれの法人も、麦・大豆を作付けするために行う利用権の設定となっております、契約期間は[]及び[]が「1年及び3年」の設定でございます。

それでは次のページになりますが、1ページをご覧ください。「農用地利用集積計画概要表」でございます。

個人間の計画と同じく、利用権の設定期間と種類、面積等をまとめてございます。

続いて2ページから6ページまでがその内訳となっており、申出内容を一覧表にしてございます。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、農用地利用集積計画概要表の「1利用権設定（転貸を含む）」をご覧ください。

表の左側から、利用権設定の「期間・種類」「面積」「貸手戸数」「借手戸数」「筆数」及び「借賃」でございます。

借賃につきましては、法人の設定は基本、使用貸借権の設定でございますので、金額等の記載はございませんが、資料6ページ、[]の3年設定の4筆につきましては、所有者と法人による物納の設定となっております。

資料1ページにお戻りいただき、一番下の合計欄をご覧ください。使用貸借権と一部物納による賃貸借権の設定でございます。利用権設定面積の合計は、田、199,623㎡。畑、5,841㎡。樹園地、その他については該当がございませんので、田畑合計205,464㎡でございます。

続きまして、貸手戸数、借手戸数、筆数でございます。貸手戸数、75戸。借手戸数、2法人。筆数、149筆でございます。

それぞれの内訳につきましては、2ページから6ページの「2利用権設定（転貸を含む）」にまとめてございますので、恐れ入りますがこちらも後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、個人間の後期分としての利用集積計画をご説明申し上げます。

次ページの「農用地利用集積計画（区域名 鳩山町）令和6年12月20日公告」と記載しております資料の1ページをご覧ください。「農用地利用集積計画概要表」でございます。

先程ご説明させていただいた個人間の計画と同じく、利用権の設定期間と種類、面積等をまとめてございます。

続いて2ページから3ページは内訳でございます、申出をいただいた契約内容を一覧表にしております。

それでは、1ページ目にお戻りいただきまして、農用地利用集積計画概要表の「1利用権設定（転貸及び経営受託を除く）」をご覧ください。

表の左側から、利用権設定の「期間・種類」「面積」「貸手戸数」「借手戸数」「筆数」及び「借賃」でございます。

こちらも先程ご説明させていただいた個人間の計画と同様に、各項目が2段書きとなっており、数字の下の段は新規申出と再設定申出の合計、上の段の（ ）書きはその内数となっており、再設定申出分を記載しております。

一番下の合計欄をご覧ください。賃貸借・使用貸借あわせまして 利用権設定面積の合計は、田、50,442㎡、うち再設定は30,487㎡。畑、22,746㎡、うち再設定は9,702㎡となっておりまして、樹園地、その他については該当がございませんので、田畑合計73,188㎡、うち再設定は40,189㎡でございます。

次に、貸手戸数、借手戸数、筆数でございます。貸手戸数、30戸、うち再設定は19戸。借手戸数、27戸、うち再設定は15戸。筆数、56筆、うち再設定は33筆でございます。

それぞれの内訳につきましては、2ページから3ページまでの「2利用権設定内訳書」にまとめてございますので、恐れ入りますがご確認をお願いいたします。

続きまして、農事組合法人による麦・大豆の作付けを行うための利用集積計画についてご説明申し上げます。

この計画についてご承認いただきますと、XXXXXXXXXXの利用権設定等申出農地に係る個人間の設定及び農事組合法人による設定は本日11月25日付け、個人間の後期分としての設定につきましては来月の12月20日付けでそれぞれ告示となり、この

計画書に基づき利用権が設定される予定でございます。

以上、簡単ではございますが、今回の農用地利用集積計画のご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、どなたかご意見がありますか。

〔なしの声あり〕

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

それでは意見がないようですので採決を行います。

議案第4号、「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申については、案のとおり答申することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。議案第4号、「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申については、案のとおり答申することに決定いたしました。

ここで、追加議案の説明員1名の退室がありますのでご了承願います。

〔追加日程第10、議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）」

に対する意見の決定について〕

◎金子会長

追加日程第10、議案第5号、「農用地利用集積等促進計画（案）」に対する意見の決定についての資料番号5を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

◎書記

説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項により、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定めるためには、農業委員会の意見を聴くことと規定されておりますことからお諮りするものでございます。

農用地利用集積等促進計画は農地中間管理機構が耕作者へ農地を貸し付ける際に定める計画でございます。法改正に伴い、来年度以降に権利が設定される農地中間管理事業では、今回のように農業委員会から意見を提出することとなります。

内容については、この後、産業振興課 農林業政策担当の鈴木主事より説明をしていただく予定です。

◎金子会長

ありがとうございました。なお、この件につきまして、産業振興課 農林業政策担当の鈴木主事より説明をいただきます。よろしくお願いします。

◎鈴木主事

それでは、資料番号5、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）の意見を求めることについて、ご説明申しあげます。お手元の資料をご覧ください。

はじめに、農地中間管理事業の制度及び農地中間管理機構についてご説明させていただきます。

本事業は、高齢などを理由に農業をリタイアする農業者や管理が難しいという所有者の農用地等の農地を農地中間管理機構が中間的受け皿となり、借り受け集積し、意欲ある担い手、受け手へ貸し付けることで、農地の集積、耕作放棄地の解消等を推進する事業でございます。

本事業の主体となる農地中間管理機構とは、都道府県、市町村、農業団体等が出資して組織されている法人であり、都道府県知事が県に一つに限って指定することで「農地中間管理機構」となります。

地域によっては「農地バンク」、「機構」、「公社」などと呼ばれており、埼玉県においては「公益社団法人埼玉県農林公社」が農地中間管理機構に指定されています。

以上が、農地中間管理事業の制度及び農地中間管理機構についての説明となります。続いて、今回の農用地利用集積等促進計画（案）についてご説明させていただきます。資料の農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。

こちらの■■■■地区内の4筆につきまして、所有者の■■■■及び耕作者であった■■■■から、■■■■と■■■■に耕作者の変更等をし、中間管理事業による貸借を行いたいという申し出があったため、埼玉県農林公社と調整し今回設定に至ったものです。

資料の農用地利用集積等促進計画（案）に記載のNo.1～No.3までの3筆につきましては、平成30年11月の農業委員会総会にて諮問し、平成31年2月1日から10年間、中間管理事業による設定を行いましたが、この度、耕作者の■■■■の都合により、耕作者の変更の申し出がございました。

10年間の設定の内、6年間は■■■■が耕作いたしましたが、残りの4年間は■■■■と■■■■が引き受けて耕作し、残りのNo.4の1筆に関しましては、今回の耕作者の変更に合わせて、新たに■■■■から公社へ貸付け、公社から■■■■に設定する筆となっております。

こちらの1筆に関しましては、先に所有者と公社で権利設定を行う必要があるため、通常の利用権設定と同じく、令和6年12月20日に公告し、令和7年2月1日から4年間の権利設定を反映いたします。

合計面積は4,953 m²、地目は全て田で、4年間の権利設定となっております。

次に申請から貸借までの流れをご説明いたします。資料の農地中間管理事業促進計画スケジュールをご覧ください。

今回の手続き方法は通称、集促型と言ひ、所有者から公社への権利設定は通常の利用権設定と同じく町が公告する集積計画、公社から耕作者への権利設定は公社を通して県に提出し、県が認可するという促進計画により行う手法です。

流れについてですが、まず市町村が所有者及び耕作者の意向を確認し、公社へ貸付を行うための貸付意向申出書や耕作者の借受申出書等の申請書類を取りまとめ、公社に提出いたします。

その後、公社が内部協議会を開催し、内容に誤り等がないかの審査を行い、問題がなければ、市町村が作成した促進計画（案）について農業委員会定例総会において議案審査します。

議案が承認されれば、公社に貸付を行っていない筆に関しては、集積計画に記載し町が公告を行い、農業委員長から意見書をいただいた後、農林公社を通して意見書と農用地利用集積等促進計画（案）を県に提出し認可を受けることによって、耕作者に対する農地の貸付けを公社から転貸で行われる予定です。

10月10日に公社に申請を行い、概ね4ヶ月ほど日程を要するため、借受の始期は4筆とも、令和7年2月1日からとなります。

なお、これまでは、農地法、利用権設定、農地中間管理事業の3つの手法で貸借が可能でしたが、今後の貸借方法として、地域計画の公告後又は令和7年4月1日以降は、農地法と農地中間管理事業の2つの手法のみとなります。

補足ですが、来年度で利用権設定が完全に無くなるわけではなく、現在設定している利用権設定が終期を迎えるまでは、通常通り効力が残っている状況となります。

以上、簡単でございますが、農用地利用集積等促進計画（案）の意見を求めることについてのご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、どなたかご意見がありますか。

〔なしの声あり〕

◎金子会長

よろしいですか。

それでは意見がないようですので採決を行います。

議案第5号、「農用地利用集積等促進計画（案）」に対する意見の決定については、「意見無し」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。議案第5号、「農用地利用集積等促進計画（案）」に対する意見の決定については、「意見無し」とすることに決定いたしました。ここで、追加議案の説明員1名の退室がありますのでご了承願います。

〔閉会の宣告〕 午後3時44分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに
署名・捺印する。

令和6年12月25日

会長 金子 天雄 

委員 金井 孝雄 

委員 戸口 英子 